

令和8年10月向け障害のある方を対象とした奈良県会計年度任用職員 (事務補佐) 募集案内

奈良県では、障害のある方を対象とした雇用の促進を図ることを目的として、職員（会計年度任用職員：事務補佐）の募集を行います。

受付期間 8月6日（木）～ 8月25日（火）＜必着＞

※募集に関するお問い合わせ及び応募先は、
奈良県総務部行政・人材マネジメント課
組織係

〒630-8501 奈良市登大路町30
電話 0742-27-8057
(ダイヤルイン)
FAX 0742-26-0457

1 応募の概要

採用職種 (会計年度任用職員)	勤務地	採用予定 人員	職務内容
事務補佐	県本庁舎又は 県出先機関(※)	2名程度	常勤職員の事務を支援する業務等に 従事します。

※県本庁または出先機関への異動の可能性あり

- 郵便申請については、8月25日（火）までに到着するものに限り受け付けます。
- 受付締切後の申込みは、一切受け付けません。
- 募集の有無については、行政・人材マネジメント課
ホームページ (<https://www.pref.nara.jp/1629.htm>) をご確認ください。



2 応募資格

① 次に掲げる手帳等（選考日当日において有効であるものに限る。）の交付を受けている者

ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）

イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

※ 上記の手帳等は、採用予定日において有効であることが必要です。（採用予定日において有効でない場合は、合格後であっても採用されません。）

② 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない者

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 職務内容

常勤職員の事務を支援する業務に従事していただきます。職務内容の一例は次のとおりですが、具体的な職務内容は勤務場所によって異なります。

(職務内容例)

調査・照会業務、資料作成、来客・電話対応、会計事務 など

4 任期

原則として令和8年10月1日から令和9年3月31日まで (**採用日相談可能**)

※採用後、原則として1月間は条件付採用期間です。

※任期満了後については、勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用される場合があります。ただし、年度を超えた再度の任用は2回(連続する3会計年度)に限ります。

5 勤務条件等 (**フルタイム勤務の場合**)

※希望により週4日(週31時間)または週5日(週30時間)勤務を選択することも可能です。ただし、採用後の勤務時間の変更はできません。

勤務場所	県本庁舎又は県出先機関
勤務時間	原則 8時30分～17時15分の7時間45分(休憩時間60分) (勤務場所によっては変則勤務職場あり) ※フレックス制あり(一部所属を除く)
超過勤務	原則なし (ただし、臨時又は緊急の場合は超過勤務を命じることがあります。)
休日	原則 土曜日、日曜日、祝日、12月29日～翌年1月3日 (勤務場所によっては変則勤務職場あり)
給与	給料月額200,300円 (上記の他、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当の支給あり) ※通勤手当: 県規定により最も経済的かつ合理的な額を認定し、支給します。(回数乗車券で認定する場合は、実勤務回数に関わらず、一定の勤務回数分の手当を支給。) 月途中の採用の場合、当月は支給対象になりません。

	※期末手当・勤勉手当：計4.65月分 （人事評価等により異なる場合あり、また、在職期間等に応じて割落としの場合あり） ※給与については、人事委員会勧告に伴う給与改定により、常勤職員に準じ任用途中で増額または減額となる場合があります。
社会保険	・健康保険 （地方職員共済組合の適用となります。） ・厚生年金保険 （日本年金機構の適用となりますが、採用から12ヶ月を経過し、一定の要件を満たした場合は地方職員共済組合の長期給付の適用となります。） ・雇用保険 （一定条件下で6月を超えて勤務した場合、職員の退職手当に関する条例が適用され、雇用保険は適用除外となります。） ・災害補償 （勤務場所や勤務期間等に応じて、労災保険、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、地方公務員災害補償基金のいずれかにより補償されます。）
服務規律	会計年度任用職員は一般職の地方公務員であることから、地方公務員法にある以下の規定が適用されます。 ・全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する義務 ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ・信用失墜行為の禁止 ・秘密を守る義務 ・職務に専念する義務 ・政治的行為の制限 ・争議行為等の禁止 ・営利企業等の従事制限

6 選考方法

	日程	会場等	合格者発表
第一次選考	書類選考 （令和8年8月25日（火）までに到着するものに限る）	—	令和8年9月1日（火）（予定） 第一次選考応募者全員に合否通知を郵送します。
第二次選考 ※第一次選考合格者を対象に実施	面接・PC試験 令和8年9月8日（火）	奈良県庁行政・人材マネジメント課 （奈良市登大路町30）	令和8年9月17日（木）（予定） 第二次選考受験者全員

します。	面接日時等の詳細については、第一次選考結果通知の際にお知らせします。		に可否通知を郵送します。
職場見学 ※必須ではありません。 また、採用の可否を判断するものではありません。	令和8年9月25日 (金) 又は28日(月) 第二次選考合格者を対象に配属を予定する職場の見学を行います。 あわせて、職員との面談も実施します。	配属を予定する職場	—

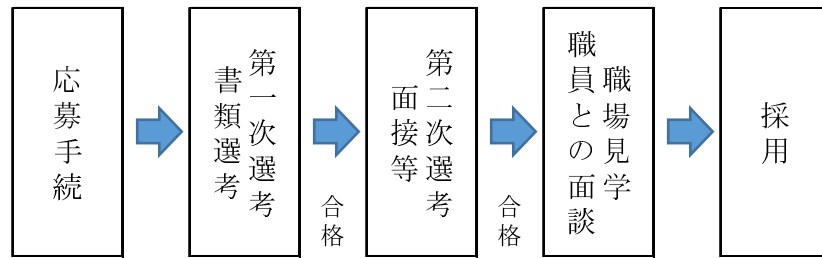
7 選考等の概要

種目		内容
第一次選考	書類選考	・文章の正確性、志望動機及び自己PRの内容を審査します。
第二次選考	面接・PC試験	・職員の適性について個別面接による選考を行います。 ・PC試験は、Excel もしくは Word 等での基本的な入力を行っていただきます。
		※応募資格の有無が確認できる手帳等の原本(コピー不可)を持参してください。面接当日の受付時に提示しない場合は、面接を受けられません。

8 応募手続

必要書類	① 令和8年10月向け奈良県会計年度任用職員(事務補佐:障害者) 応募申込書(兼履歴書) ◆写真添付(写真は縦4cm、横3cm 上半身脱帽、正面向で6か月以内に撮影したもの。裏面に氏名記載。白黒、カラーは問いません。) ② 返信用封筒 1通 「第一次選考可否通知」 送付用 ・23.5cm×12cmの定形封筒に切手410円分を貼り、郵便番号及び住所・氏名を明記してください。
申込方法	必要書類を、奈良県総務部行政・人材マネジメント課組織係まで直接持参するか、又は書留など確実な方法で郵送してください。 ※郵送の場合は、封筒の表に必ず「奈良県会計年度任用職員<事務補佐:障害者>応募」と朱書きしてください。
受付期間	期 間 令和8年8月6日(木)～令和8年8月25日(火)《必着》 時 間 午前9時～午後5時 ※直接持参の場合、土曜日、日曜日及び祝日は、受付を行いません。 ※郵送の場合は、令和8年8月25日(火)までに必着としてください。

9 応募から採用までの流れ



1 0 受験上の配慮

障害の状況等により、受験上の配慮を希望する方は、申し込みの際に行政・人材マネジメント課組織係までご連絡ください。なお申出の内容によっては、対応できない場合もありますので、ご了承ください。

1 1 注意事項

- ① 提出書類の記載事項に不正があると選考が無効となる場合があります。
- ② 応募者に係る個人情報については適切に管理し、本件以外には一切使用しません。
なお、応募書類は返却しません。当方の責任にて処分します。

○第二次選考会場の位置図



※バスの路線、時刻等は各自ご確認ください。